

週末の外出自粛要請が発出された場合における 適性診断の開催に関するお知らせ

(新型コロナウイルス問題に係る対応)

ご 案 内

令和2年4月3日
自動車事故対策機構

日頃より、当機構の業務にご理解を賜り誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス問題につきましては、その対応等を含め大きな社会問題となっているところでございます。

都道府県知事より、週末の外出自粛要請等が発出された場合は、その期間に限り、適性診断を休止とさせていただきますとしておいたところ、4月2日夕刻時点で、東京／神奈川／千葉／埼玉／福岡／熊本／大分の7都県で4月4日(土)、5日(日)の外出自粛要請が発出されておりますので、この7都県の弊機構支所での4月4日(土)の適性診断は休止とさせていただきます。今後、他の道府県よりも同様な要請等が発出された場合、4月4日(土)の適性診断を休止とさせていただきます。

ご予約いただいた皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。